## ዹ 貨物概要

スチール製針金と塩化ビニルの重合体製ストリップからなるストリップ 状の締め金具 (ビニタイ)

性 状:針金(横断面約 0.5mm) を芯にしてストリップ(幅約 4mm) で覆

ったもの

材 質:スチール製針金、塩化ビニルの重合体製ストリップ

サイズ: (W) 3mm× (L) 150mm

用 途:園芸用(袋の口止め、添木、垣根等の結束に使用)

包 装:300 本をプラスチック製透明袋に包装

# ♣ 分類

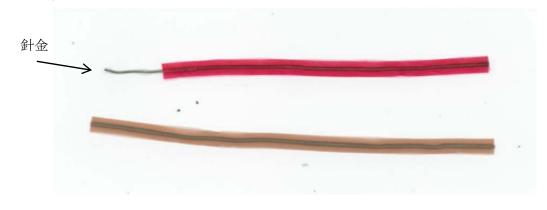
関税率表第 8309.90 号 (統計番号 8309.90-000) のシールその他これらに 類する包装用の附属品 (その他のもの)

# ዹ 分類理由

本品は、スチール製針金を芯として両面を塩化ビニルの重合体製ストリップで覆ったもので、袋の口止め等に使用されるものであることから、シールに使用する卑金属製の締め金具として、上記のとおり分類されます。

### ♣ 分類のポイント

本品は、関税率表解説第83.09項(9)に例示する「2枚のプラスチック又は紙のストリップの間に1本又は2本の鋼線をはさみ込んだもので、袋、香料袋その他これらに類する容器のシールに使用する締め金具」であると認められます。



**^ ^** 

### 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)